

財団法人日本産業協会役員の報酬、退職手当及び在任年齢に関する規程

平成14年6月10日制定

平成22年2月 4日改正

(第1章 総則)

(目的)

第1条 財団法人日本産業協会(以下「協会」という。)役員の報酬、退職手当及び在任年齢は、この規程の定めるところによる。

(役員)

第2条 前条の役員は、協会寄附行為第21条の規定に基づく常勤の役員とする。

(支払い)

第3条 役員の報酬及び退職手当(以下「報酬等」という。)は、役員が死亡した場合を除き、通貨をもって役員に支払うものとする。ただし、法令又は他の規程に基づき控除すべきものがある場合には、これを差し引いて支払うことができる。

2 役員の報酬の支払いは、毎月25日に支払う。ただし、支払い当日が休日の場合は、前日に繰り上げて支払う。

(実施細則)

第4条 役員の報酬等に関し、支払いの手続その他この規程の実施に必要な事項については別に定めることができる。

(第2章 報酬)

(報酬の区分)

第5条 役員の報酬は、本俸年額及び通勤手当とする。

(本俸年額の決定)

第6条 本俸年額は、常勤の役員について、次の金額を限度に会長が決定する。

「15,800千円/年」

(月次及び季別支給額)

第7条 前条の本俸年額の支給は、月次支給及び季別支給に分けて支給し、それぞれ次の金額とする。

月次支給 本俸年額のうち15分の12を月次支給分とし、15分の1ずつを月次支給額とする。

季別支給 本俸年額のうち15分の3を季別支給分とし、15分の1.5ずつを6月期及び12月期の季別支給額とする。

2 前項の季別支給額は、6月1日、12月1日(以下、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対し支給する。ただし、これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、解任され(以下「退職等」という。)、又は死亡した場合についても同様とする。

3 前2項の規定にかかわらず、役員が希望した場合、季別支給額の全部を月次支給額に均等に分割して支給すること(以下「総報酬月次支給」という。)ができる。

4 前項の総報酬月次支給により支給していた場合で、年度の途中で退職等し、又は死亡

した場合は、第2項の規定による基準日から計算される季別支給相当額との過不足分を調整するため、これを減額又は増額するものとする。

(日割り計算)

第8条 前条第1項の月次支給額は、役員が就任、退職等、又は死亡した場合は、当該月の在職日数により、日割り計算した額をもって月次支給額とする。

2 前項の日割り計算を行う場合の報酬日額は、前条月次支給額を協会就業規則に規定する所定休日を除いた当該月の日数で除した額とする。

(通勤手当)

第9条 役員の通勤手当は、交通機関を利用する場合、定期券購入費の実費を支給する。

(第3章 退職手当)

(退職手当の支給)

第10条 役員退職手当は、退職又は解任(以下「退職等」という。)の場合はその者に、死亡の場合はその者の遺族に支給する。ただし、役員が在職中協会の社会的地位を著しく失墜させる行為(役員たるに相応しくない非行を含む。)、又は故意若しくは重大な過失により協会の財産に多大の損害を与えた場合等に基づき解任されたときは、当該役員に退職手当を支給しない。

(退職手当金額の計算)

第11条 役員退職手当金額の計算は、役員が退職等又は死亡した日における当該役員の月次支給額に、役員在職期間1ヶ月につき100分の25の割合を乗じて得た金額とする。

2 第7条第3項の規定により総報酬月次支給としている場合には、前項の規定による支給割合は100分の20とする。

3 会長は、前2項の計算に基づく退職手当金額について、当該役員の在職中の業績評価又は協会の経営状況を勘案して100分の10の範囲で増額又は減額することができる。

(在職期間の計算)

第12条 在職期間の月数の計算については、役員就任の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは、1月と計算するものとする。

(退職手当の支払い)

第13条 役員退職手当の支払いは、特別の事由ある場合を除き、当該事由の発生した日から1ヶ月以内に第10条に定める者に支払う。

(第4章 在任年齢)

(在任期間)

第14条 役員の在任年齢は、満65歳に達したときまでとする。ただし、任期中に満65歳に達した場合は、当該役員の残任期間までとする。

(在任期間の特例)

第15条 前条の規定にかかわらず、当該役員の知識及び経験が協会の業務運営上特に必要がある場合には、65歳を超えて在任することができる。

2 前項の場合は、評議員会において例外的に取扱う理由等を付して了承を得なければな

らない。

附 則（平成22年2月4日理事会制定）

第1条 この規程は平成22年2月4日開催の理事会承認の日に制定し、平成22年4月1日から施行する。

第2条 この規程の施行前に在職していた役員であって、施行日以降も引き続き役員に在職し、その後に退職等又は死亡した者の役員退職手当金額の計算は、第11条の規定にかかわらず、この規程の施行日前の在職期間に係る退職金計算は、旧報酬規程（平成14年6月10日制定）による。